

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則の制定について

新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第一条～第二条 略)</p> <p>第三条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(様式第一号)に、次に掲げる書類及び写真(出願前三月以内に撮影した正面向、上半身、無帽の縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(本籍地又は住民基本台帳法昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。(以下同じ。)</p> <p>三 略)</p> <p>第四条～第六条 略)</p> <p>第七条 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正申請書及び政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付申請書は、様式第六号によるものとし、当該申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えなければならない。</p> <p>第八条 政令第四条の規定による登録の消除申請書は、様式第七号によるものとし、同条第二項による申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。</p> <p>第九条～第十一条 略)</p> | <p>第一条～第二条 略)</p> <p>第三条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(様式第一号)に、次に掲げる書類及び写真(出願前三月以内に撮影した正面向、上半身、無帽の縦七センチメートル横五センチメートルのもの)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 戸籍の抄本</p> <p>三 略)</p> <p>第四条～第六条 略)</p> <p>第七条 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正申請書及び政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付申請書は、様式第六号によるものとし、当該申請書には、戸籍の抄本を添えなければならない。</p> <p>第八条 政令第四条の規定による登録の消除申請書は、様式第七号によるものとし、同条第二項による申請書には、戸籍の抄本を添えなければならない。</p> <p>第九条～第十一条 略)</p> |